

新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号及び5号並びに危機関連保証の取扱いのお知らせ

当協会では、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置していますが、経営安定関連保証4号（地域）については3月2日、経営安定関連保証5号（業種）については3月6日、危機関連保証については3月13日に官報にて告示されたことから、各制度の取扱いが開始されていますのでお知らせいたします。

なお、当該制度とは別に新型コロナウイルス感染症に対応する当協会独自の制度として『新型コロナウイルス対応保証』を創設しています。詳しくは3月10日のお知らせをご覧ください。

当協会窓口では当該制度のみならず、各種制度のご利用や条件変更等の相談も受け付けています。ご相談等につきましてはお近くの当協会窓口までご連絡ください。

「危機関連保証制度要綱」は次ページのとおりです。

※ お問い合わせは、お近くの当協会窓口までお願いします。

- ・企業支援部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）フリーダイヤル 0120-972-150
- ・本所営業部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）TEL. 019-654-1501、1502
- ・釜石支所（釜石市上中島町一丁目3-11）TEL. 0193-27-8361
- ・一関支所（一関市大町7-14）TEL. 0191-23-2533
- ・宮古支所（宮古市西町二丁目2-3）TEL. 0193-62-2700
- ・大船渡支所（大船渡市盛町字津野沢8-5）TEL. 0192-27-1224
- ・二戸支所（二戸市福岡字八幡下59番地6）TEL. 0195-23-4115
- ・奥州支所（奥州市水沢東大通一丁目2-3）TEL. 0197-25-3171

危機関連保証制度要綱

[制定]20171023中庁第1号
平成29年10月25日

1. 制度目的

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第15条の規定により、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

2. 申込人資格要件

保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者（以下、「特例中小企業者」という。）

3. 保証限度額

普通保険にかかる保証 2億円以内

ただし、中小企業者が組合の場合は、4億円以内

無担保保険にかかる保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 2,000万円以内

（注1）8,000万円を超える無担保保証であっても、信用保証協会が、実質的な保全が出来ており担保による保全が大きな問題とならないと判断する場合など、個々の中小企業の特性或実情等を総合的に勘案し保証可能と判断した場合には、普通保険にかかる保証を弾力的に利用できるものとする。

（注2）災害関係保証（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）第1条の規定により指定された措置及び保険法第2

条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定された措置に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算して、それぞれ以下の額までとする。

普通保険にかかる保証 4億円以内

ただし、中小企業者が組合の場合は、8億円以内

無担保保険にかかる保証 1億6,000万円以内

無担保無保証人保証 4,000万円以内

4. 保証割合

100パーセント（全部保証）とする。

5. 対象資金

経営の安定に必要な事業資金とする。

6. 対象金融機関

銀行、信用金庫等保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関とする。

7. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

8. 保証期間

10年以内とする（据置期間は2年以内とする）。

9. 返済方法

原則として均等分割返済とする。

10. 信用保証料率

年0.8%とする。

11. 担保・保証人

- (1) 担保……必要に応じて徴求することとする。
- (2) 保証人……原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

12. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

13. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料の他、保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書を添付するものとする。

14. 期中管理

取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

15. 留意事項

取扱金融機関は、危機指定期間内に貸付実行するものとする。

附 則（20171023中庁第1号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。